

内共第25号第五種共同漁業権

遊 漁 規 則

令和5年9月1日

岩手県指令水振第409号

上猿ヶ石川漁業協同組合

上猿ヶ石川漁業協同組合内共第25号
第五種共同漁業権遊漁規則

沿革 令和5年9月1日
(年 月 日変更認可)

(目的)

第1条 この規則は、この組合が有する内共第25号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）のうち遠野市宮守町下鱒沢26地割旧発電用水取入口えん提から上流の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合、組合の委託を受けた指定販売所等（以下「指定販売所等」という。）又は組合が指定するオンラインシステム（以下「オンラインシステム」という。）に第7条の遊漁料を納付し、承認を受けなければならない。

2 前項の納付場所等は、毎年、新聞又は掲示等により公表するものとする。

(遊漁の方法及び期間)

第3条 次の表のア欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる遊漁の方法により、ウ欄に掲げる区域内及びエ欄に掲げる期間中でなければならない。

ア 水産動物	イ 遊漁の方法	ウ 区 域	エ 期 間
あ ゆ	友釣り	漁場の区域	7月1日以降で理事が定めて公表する日から11月30日まで
	がら掛け	早瀬川の早瀬落合橋(自転車道)上流端から初音橋下流端までを除く漁場の区域	8月1日から11月30日まで
うぐい	餌釣り、疑餌釣り、やす	漁場の区域	1月1日から12月31日まで
やまめ いわな	餌釣り、疑餌釣り	〃	3月1日から9月30日まで
さくらます		〃	3月1日から6月30日まで
こい、ふな	餌釣り	〃	1月1日から12月31日まで
うなぎ	置釣り、餌釣り	〃	6月1日から11月30日まで
わかさぎ	餌釣り、疑餌釣り	〃	12月1日から翌年2月末日まで
かじか	餌釣り、やす	〃	6月1日から9月30日まで

2 組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、前項の各欄に定める範囲を制限することがある。この場合においては、当該制限の内容を新聞又は掲示等により公表するものとする。

(禁止区域)

第4条 次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
琴畑川と広股川との合流点から上流の琴畑川の区域 (山落場沢)	1月1日から12月31日まで
来内川の遠野第二ダムえん堤の下流端から下流130メートルの地点までの区域	1月1日から12月31日まで
来内川の新橋上流端から物見橋下流端までの区域	1月1日から12月31日まで

(全長の制限)

第5条 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

水 産 動 物	全 長
やまめ (ひかりを含む)	13センチメートル
い わ な	13センチメートル
こ い	10センチメートル
う ぐ い	10センチメートル
う な ぎ	30センチメートル
か じ か	5センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が高校生以下のとき及び遠野市内に住所を置く高齢者（75歳以上に限る。）のときは無料とし、肢体不自由者及び遠野市以外に住居を置く高齢者（75歳以上に限る。）のときは2分の1に相当する額とする。

区分	水産動物	漁 具・漁 法	遊 漁 料	
			日 券	年 券
全 魚 種	あ ゆ	友 釣 り、がら掛け	1,800円	12,000円
	いわな、さくらます やまめ、わかさぎ	餌 釣 り 疑餌釣り		
	う ぐ い	餌 釣 り、疑餌釣り や す		
	こ い 、 ふ な	餌 釣 り		
	う な ぎ	置 釣 り、餌 釣 り		
	か じ か	餌 釣 り、や す		

区分	水産動物	漁 具・漁 法	遊 漁 料	
			日 券	年 券
雑 魚	いわな、さくらます やまめ、わかさぎ	餌 釣 り 疑餌釣り	1,000円	6,000円
	う ぐ い	餌 釣 り、疑餌釣り や す		
	こ い 、 ふ な	餌 釣 り		
	う な ぎ	置 釣 り、餌 釣 り		
	か じ か	餌 釣 り、や す		

2 第2条の規定にかかわらず、前項の遊漁料を当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付する場合は、高校生以下又は肢体不自由者及び高齢者（75歳以上に限る。）を除き、日額と同額を加算した額とする。

3 第1項の肢体不自由者及び高齢者（75歳以上に限る。）にあつては、遊漁料納付時に公的機関が発行した当該証明書の提示を求められた場合は、これを提示しなければならない。

（特設釣場及びつかみどり漁場）

第7条 前条の規定にかかわらず、組合が濃密放流して開設する、あゆ、いわな、やまめの特設釣場及びつかみどり漁場において遊漁をしようとする者は、組合が別に定めて公表した料金を納付しなければならない。

（遊漁承認証に関する事項）

第8条 組合は第2条第1項に定める遊漁料の納付を受けたときは、様式第1号及び第2号による遊漁承認証（以下「承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。ただし、遊漁者が指定販売所等又はオンラインシステムで遊漁料を納付する場合は、これらの管理者が様式第1号及び第2号で承認する内容を記載する書面又は表示する画面をもって、組合が交付する承認証とみなすものとする。

2 第6条第2項に定める遊漁料の納付を受けたときは、様式第3号による承認証を遊漁者に交付するものとする。

3 承認証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。

（共通遊漁の承認等に関する事項）

第9条 漁場区域内において、岩手県内水面漁業協同組合連合会が発行する共通遊漁承認証を使用して遊漁をしようとする者は、第2条第1項の規定にかかわらず、次の表の遊漁料を納付しなければならない。

区 分	水産動物	漁 具・漁 法	遊 漁 料	
			個 人	団 体
全 魚 種	あゆ	友釣り	24,000円	21,600円
	いわな さくらます やまめ わかさぎ	餌釣り、疑餌釣り		

区 分	水産動物	漁 具・漁 法	遊 漁 料	
			個 人	団 体
全 魚 種	うぐい	餌釣り、疑餌釣り、やす	24,000円	21,600円
	こい、ふな	餌釣り		
	うなぎ	置釣り、餌釣り		
	かじか	餌釣り、やす		
雑 魚	いwana さくらます やまめ わかさぎ	餌釣り、疑餌釣り	17,000円	15,200円
	うぐい	餌釣り、疑餌釣り、やす		
	こい、ふな	餌釣り		
	うなぎ	置釣り、餌釣り		
	かじか	餌釣り、やす		

2 前項の遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。

岩手県盛岡市内丸16番1号 岩手県水産会館5階 岩手県内水面漁業協同組合連合会

3 第1項の共通遊漁承認証の様式は、様式第4号のとおりとする。

4 遊漁に際しては、当該承認証を所持するとともに、別に交付する腕章を付けなければならない。

5 第1項の規定にかかわらず、前項の規定に違反した者については第6条第2項に規定する遊漁料を徴収する。

(遊漁に際して守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、承認証（オンラインシステムで遊漁料を納付した場合は、承認証を表示した画面）を提示しなければならない。ただし、オンラインシステムで承認証を提示できない場合は、承認証を表示した画面を印刷して携帯しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、川底をかくはんしてはならない。

5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことがある。

2 漁場監視員は、様式第5号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を付けるものとする。

(違反者に対する措置)

第12条 組合又は漁場監視員は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

様式第1号 遊漁承認証（日券）

表	裏
No. 遊 漁 承 認 証 下記の通り遊漁を承認する。 記 遊漁者 住所 氏名 年齢 承認期間 魚 種 漁具漁法 遊漁区域 遊 漁 料 発 行 者 上猿ヶ石川漁業協同組合 印	注 意 事 項 1、遊漁者は、遊漁をする場合は、承認証を携帯し漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。 2、遊漁者は、遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。 3、遊漁者は、遊漁に際しては相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。 4、遊漁者は、遊漁に際しては、川底をかくはんしてはならない。 ルールを守って楽しい釣りを！

様式第2号 遊漁承認証（年券）

年	第 号
全魚種（雑魚）遊漁承認証	
1. 有効期間	住 所
年 月 日より	
年 月 日まで	氏 名
2. 遊漁料	
	年 齢
上猿ヶ石川漁業協同組合 印	

様式第3号 遊漁承認証（現場売券）

表	裏
No. 遊 漁 承 認 証 現場売券 下記の通り遊漁を承認する。 記 遊漁者 住所 氏名 年齢 承認期間 魚 種 漁具漁法 遊漁区域 遊 漁 料 発 行 者 上猿ヶ石川漁業協同組合 印	注 意 事 項 1、遊漁者は、遊漁をする場合は、承認証を携帯し漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。 2、遊漁者は、遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。 3、遊漁者は、遊漁に際しては相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。 4、遊漁者は、遊漁に際しては、川底をかくはんしてはならない。 ルールを守って楽しい釣りを！

様式第4号 県内共通遊漁承認証

NO.		年 県 内 共 通 遊 漁 承 認 証
写 真	遊 漁 者	1. 有効期間 自 年 月 日 至 年 月 日 2. 魚 種 3. 遊 漁 料 4. 交付年月日
	団体名	
	住所	
	氏名	
	年齢	
岩手県内水面漁業協同組合連合会 印 電話		

様式第 5 号 漁場監視員証

No.

漁 場 監 視 員 証

下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。

記

氏名 (年齢)

住所

有効期間

発行者

上猿ヶ石川漁業協同組合 印